

入札説明書への質問（第2回）に対する回答書

令和3年11月22日までに提出された質問への回答は以下のとおりです。

工事名：宝塚市新ごみ処理施設整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	入札説明書	1	I 本書の位置付け	『また、入札説明書等と先に市が公表した「実施方針」及び「実施方針への質問・意見に対する回答」、「要求水準書（案）」、「要求水準書（案）への質問・意見に対する回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。』とあります。 「実施方針への質問・意見に対する回答」及び「要求水準書（案）への質問・意見に対する回答」は、有効であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、入札説明書等、及び入札公告後の質問回答の間に異なる点がある場合は、時系列的に後のものを優先します。
2	入札説明書	14	(10)入札書類の受付 ウ(キ)	基本設計図書の作成分類について、 (1) 表紙【様式10】 (2) 要求水準に対する設計調書 及び以下(3)～(9)にお示しされた分類については拝承しております。 (3) 各施設共通 (4) エネルギー回収推進施設 (5) マテリアルリサイクル推進施設 (6) 仮設リサイクル処理場 (7) し尿処理施設 (8) 解体撤去工事（施工計画を含む） (9) 運営業務に関する図書 以上を踏まえ、 以下についてご教示お願い致します。 例えば計量棟、管理棟、収集車車庫棟等、建築基準法上、計画通知の提出が必要で、上記(3)～(9)に分類し難い該当建築物は、入札時の基本設計図書として提出が必要でしょうか。	ご理解のとおりです。計量棟、管理棟、収集車車庫棟等について、以下に示す建築工事関係の各図書の提出をお願いします。 (1) 建築意匠設計図 (2) 防火・防臭区画図 (3) 各種工事計画書（仮設工事、安全計画を含む） (4) 色彩計画図（着色立面図にマンセル記号を示したもの等） (5) 負荷設備一覧表 (6) 建築設備機器一覧表 (7) 建築内部、外部仕上表 (8) 工事工程表
3	入札説明書	14～16	(10)入札書類の受付 ウ(キ)	提出図書の項目に、「工事ステップ図、管理棟、収集車車庫棟」がありません。提出が必要な場合は、提出する図書の項目をご提示願います。	No.2 のとおりです。なお、工事ステップ図については工事工程表を補足するものとして有効と考える場合は提出してください。
4	入札説明書	21	(4)事業計画に関する提案の条件 イ 委託料	「変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動する薬剤費や光熱水費等）」とございますが、具体的には消るという理解でよろしいでしょうか。石灰・活性炭・PAC・メタンガス・重金属安定剤・次亜塩素酸ソーダなどの、処理量に応じて変動する薬剤費や光熱水費を全て変動費に含め 変動費単価を実態より低く設定した場合、処理量が減少したケースでも一定額の固定費支払いが行われる懸念がございます。	入札説明書P.21に記載した「委託料は、…から構成されており」は、基本的な考え方を示したものです。固定料金・変動料金の具体的な内訳は、事業者に委ねます。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
5	入札説明書	23	(4)事業計画に関する提案の条件 イ 委託料	<p>「入札説明書への質問（第1回）に対する質問回答書」No. 28の貴市ご回答において、「燃やすごみ以外のエネルギー回収推進施設処理対象物の量に対する変動費は、それらが当初搬入される施設（マテリアルリサイクル推進施設・仮設リサイクル処理場・し尿処理施設）の方の変動費で見込んでください。」とあります。</p> <p>「燃やすごみ以外のエネルギー回収推進施設処理対象物」の量については、要求水準書（共通編）添付資料1①p37, 38に明記されている「剪断式破碎」及び「可燃残渣」の量を基に、事業者で推定すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、上記の理解が良い場合、運営開始後において上記の計画量と実際の搬入量に大幅な乖離がある場合は、マテリアルリサイクル施設、仮設リサイクル処理場の変動費単価の見直しについてご協議いただくと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、可燃粗大ごみや選別後の可燃残渣の量が増加することによりエネルギー回収推進施設で必要となる費用は、マテリアルリサイクル推進施設の方の変動費において支払うこととなります。</p> <p>ただし、変動費の単価については、入札説明書に示すとおり基本的には物価変動に基づくものであり、ごみ量変動に応じて見直すものではありません。</p>
6	入札説明書	23	(4)事業計画に関する提案の条件 イ 委託料	<p>第1回質問回答で『燃やすごみ量には、可燃粗大ごみ量や他施設からの残渣量は含まれていません。あくまで計量機で計量した「燃やすごみ」の量です。エネルギー回収推進施設運営費のうち変動料金は、あくまで計量機で計量した「燃やすごみ」の量に応じて支払います。』とあります。</p> <p>エネルギー回収推進施設とマテリアルリサイクル推進施設等では処理方法が異なるため処理費用に違いがあること、かつ、エネルギー回収推進施設で燃やすごみ量（計量機での量）と実際の焼却処理量に大きな差が生じてしまうため、運営費に影響があります。</p> <p>マテリアルリサイクル推進施設等からエネルギー回収推進施設へ搬送される残渣の量を明確にすることで、他施設からの残渣量をエネルギー回収施設運営費の変動料金として、取り扱いいただけないでしょうか。</p>	<p>入札説明書のとおりとします。委託料については計量法に基づく計量機で計量した量に基づき支払いたいと考えています。ご質問のとおり、焼却処理には可燃残渣も含まれますので、搬入時のごみ種ごとに焼却処理までの必要な費用を想定してください。</p>